寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出について

～ふるさと納税　ワンストップ特例制度の申請方法～

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すると、確定申告の手続きをせずに所得税の軽減相当額を含めて、個人住民税からまとめて控除されます。(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます)。この制度を利用するには、ふるさと納税をした自治体へ必要書類を添付のうえ、『寄附金税額控除に係る申告特例申請書』を提出する必要があります。

ワンストップ特例申請の適用条件

・確定申告の必要のない方、提出しない方（※医療費控除などがあって、還付のための申告を行う方は申請できません。）

・寄附先の自治体数が５自治体以下であること（※同じ地方公共団体に複数回寄附をしても1団体としてカウントします。）

提出に必要な書類

**提出書類①**　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

**提出書類②**　番号確認書類【下記の**いずれか１つ**の番号確認書類の写し】

　・個人番号カード（表面）

・通知カード

・個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書

**提出書類③**　身元確認書類【下記の**いずれか１つ**の身元確認書類の写し】

※顔写真が表示され、氏名・生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。

　・住民基本台帳カード（顔写真付のもの）

・個人番号カード（裏面）

・運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、

療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

上記の身元確認書類を有していない場合は、下記の**いずれか２つ**の身元確認書類の写しを提出してくださ

い。※氏名・生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。

健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳、源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書

提出書類①をご記入の上、提出書類②・③と併せて下記の宛先へ送付してください。

〒365-8601　埼玉県鴻巣市中央1-1　鴻巣市役所総合政策課ふるさと納税担当　行

※普通郵便でも郵送可能ですが、個人番号が含まれる書類ですので、簡易書留での郵送をお薦めします。

申請後の注意点

　・特例申請書を提出した後に住所が変わった場合、必ずご連絡ください。（変更した旨の書類をご提出いただく必要があります。）

　・特例申請書を提出しても、条件に該当しなくなった場合、確定申告が必要となります。

例えば、６自治体以上に寄附した場合等をさします。なお、特例申請書を提出した方が確定申告書（還付申告を含む）を提出することになった場合は、寄附金を含めて申告する必要がありますのでご注意ください。

　・特例申請書を提出した場合でも、鴻巣市が送付する寄附金受領証明書はお手元に大切に保管してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 鴻巣市役所　総合政策課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　048-541-1321(内線2237)